

大 市 こ 号 外
令和2年5月7日

放課後児童クラブを利用されている
保護者の皆様

大村市長 園田 裕史

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長を受けた家庭保育等のご協力への
お願い

日頃より大村市の児童福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け、教育委員会において、5月10日まで市内の全ての小中学校を臨時休校としておりましたが、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、5月17日まで臨時休校が延長されました。

保護者の皆さまにおかれましては、保護者等が家庭で子どもの保育ができる場合など、可能な範囲で引き続き、家庭保育にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 家庭保育協力依頼期間

令和2年4月22日(水)～令和2年5月17日(日)

2 家庭保育等のご協力について

次の要件に該当される保護者の方等は可能な範囲で家庭保育にご協力願います。

- ① 祖父母等の協力が得られる場合
- ② 高校生や中学生等のご兄弟がいる場合
- ③ 高学年の児童の場合
- ④ 仕事が休み(又は休むことが可能)の場合(土曜日に限らず)

等、家庭保育が可能な方

3 利用料について

臨時休校期間中に家庭保育等により、放課後児童クラブを欠席した際の利用料については、協力日数に応じて返還等を行う予定です。

※学校の対応については、学校から配布される通知をご確認ください。

・各施設においては感染予防に努めていますが、ご家庭でも日常生活における検温や手洗い等の感染予防対策にご協力をお願いします。なお、咳・発熱(37.5度以上)などの症状がある場合は、利用を自粛してください。

・利用児童や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染された方の状況により施設の全部又は一部の休所を行い、必要な対策を講じることとなりますので、ご承知おきください。

大村市子ども未来部 子ども政策課
施設利用グループ TEL 0957-54-9100